

# 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉施設（児童福祉施設を除く） に対する指導監査の実施状況

## 1 指導監査の実施状況

高槻市社会福祉法人等指導監査要綱及び令和4年度高槻市社会福祉法人等指導監査実施方針に基づき、実地指導監査を実施した。

実施にあたっては、指導監査の目的である福祉サービスの質の確保及び向上を図るため、事業運営の適格性や不適切事項の改善状況の確認及び指導を徹底した。

指導監査を実施した結果、早急には是正又は改善を図る必要があるものとして文書により改善指導を行った事項については、報告書や挙証資料の提出を求め、改善状況を確認するほか、必要に応じて追加資料の提出や法人の代表者等からの説明を求めること等により、改善・是正措置の徹底を図った。

## 2 社会福祉法人に対する実施状況

### (1) 実地指導監査の対象

令和4年度の実地指導監査については、令和6年度までに、すべての法人に対する指導監査が一巡する前提で実施。感染防止対策を講じた上で、法人本部への実地指導監査を実施した。

### (2) 実地指導監査の実施結果の概要

対象数	実施数	文書指摘の 件数	左 記 の 内 訳		
			法人運営	会計処理	その他
33	11	51	33	17	1

※ 法人運営とは、定款、登記、理事会等の運営、監事監査等に関する事項をいう。

※ その他とは、情報公開、規程整備、苦情解決体制等に関する事項をいう。

<主な指摘事項>

#### 【法人運営】

役員・評議員への報酬等の支給が適切に行われていない

- (1) 理事及び監事の報酬等の額における評議員会の決議
- (2) 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

役員・評議員の選任が適切に行われていない

- (1) 選任の際の、各候補者の要件

(2) 監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する際の、監事の過半数の同意

(3) 評議員会で理事・監事を選任する際の、各候補者ごとの決議

評議員会の運営が適切に行われていない

(1) 評議員会の招集にあたって必要な事項の理事会における決定

(2) 定時評議員会の招集にあたって評議員への必要な書類の提供

(3) 評議員会での要決議・要報告事項の決議・報告

#### 【会計処理】

計算書類の注記における、注記すべき事項が記載されていない

経理規程に基づいて会計事務処理等がなされていない

(1) 経理規程の内容の不備

(2) 会計事務処理等の不備

### 3 施設に対する実施状況

#### (1) 実地指導監査の対象

令和4年度の実地指導監査については、令和6年度までに、すべての施設に対する指導監査が一巡する前提で実施。感染防止対策を講じた上で、施設への実地指導監査を実施した。

#### (2) 実地指導監査の実施結果の概要

種別	対象数	実施数	文書による 指摘事項の数	左記の内訳		
				施設運営	会計処理	利用者支援
高齢者福祉施設	36	11	6	1	1	4
障がい者支援施設等	4	1	2	0	2	0
計	40	12	8	1	3	4

※ 施設運営とは、施設設備管理、人事管理、災害防止対策等に関する事項をいう。

※ 利用者支援とは、入所・通所者の支援、保育の実施、食事提供等に関する事項をいう。

※ 障がい者支援施設等とは、障がい者支援施設と保護施設をいう。

#### <主な指摘事項>

#### 【施設運営】

職員研修が計画的かつ有効的に実施されていない。

労働基準法関係（法改正対応、労基署への許可・届出及び協定書締結漏れ等）の対応不備

## 【会計処理】

有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却が適切に行われていない。

国庫補助金等特別積立金の取崩しが、支出対象の固定資産の減価償却に応じて、適切に行われていない

契約について職員に委任する場合に、委任を受けた者及び委任の範囲が明確に定められていない。

## 【利用者支援】

重要事項説明書が事業所の見やすい場所に掲示されていない。

運営規程に「ユニットの数及びユニットごとの入居定員」が定められていない

(ユニット型特養)

事故の発生を防止するために適切な措置がとられていない

- ・ 事故発生防止のための定期的な研修の実施 (高齢)
- ・ 事故防止検討委員会の定期的な開催 (高齢)

(食事提供)

調理従事者の検便検査について適切な措置がとられていない

- ・ 新たに雇入れた職員・応援で臨時的に従事する職員における、従事前の検便検査実施及びその結果の確認
- ・ 食事関係者の検便検査の検査結果の保管

保存食について適切に保存されていない

- ・ 保存食の採りもれ又は食材の分量が少ない

調理室内の衛生管理が不適切

- ・ 調理室内に不必要なものが置かれている
- ・ 厨房内の汚染作業区域と非汚染作業区域の区分け
- ・ 厨房への出入りの際の、履物・厨房専用外衣の着脱や台車の消毒等の対応

## 4 懸案事項を抱える法人及び施設に対する指導監査の実施状況

懸案事項を抱える法人及び施設に対しては、毎年指導監査を実施すると共に、改善状況の聞き取りを継続的に確認し、事案に応じて実地により確認を行うなど、継続的かつ重点的な改善指導を行った。